

2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ ク コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

**(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明
及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

当社が 2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が 2026 年 5 月 14 日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、同年 7 月 2 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 3 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 8 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 17 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、8 月 3 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び 8 月 14 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026 年 8 月 14 日付プレスリリース」といいます。))により訂正又は変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

2026 年 8 月 14 日付プレスリリースに記載のとおり、Kamgras 1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026 年 8 月 13 日、公開買付者による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における公開買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を 3,570 円、本自己株式取得価格(当社が 2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」における定義と同じです。)を 2,902 円に変更しております。

また、当社が 2026 年 8 月 21 日付で公表いたしました「「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2026 年 8 月 19 日付で、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下「ベインキャピタル」といいます。)並びに LINE ヤフー株式会社(以下「LINE ヤフー」といいます。)より、ベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップであり、LINE ヤフーによる間接的な出資が予定されている BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの実施予定に関し、2026 年 8 月 19 日時点では、本公開買付けの公開買付期間中(2026 年 8 月 27 日まで)には公開買付価格の引き上げを提案する予定はない旨の連絡を受領しております。

その後、公開買付者は、本公開買付価格を 3,571 円、本自己株式取得価格を 2,903 円に変更することを決定し、2026 年 8 月 27 日、2026 年 5 月 13 日付で提出した公開買付届出書(2026 年 5 月 19 日付、2026 年 5 月 27 日付、2026 年 6 月 4 日付、2026 年 6 月 17 日付、2026 年 7 月 2 日付、2026 年 7 月 7 日付、2026 年 7 月 17 日付、2026 年 7 月 31 日付及び 2026 年 8 月 13 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 8 月 27 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 9 月 10 日まで延長し、合計 85 営業日とすることを決定したとのことです。

なお、本日時点において、当社株式の非公開化にかかる取引を検討するために設置された当社特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様の判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

今後新たに開示すべき事由が発生した場合には、速やかに公表いたします。

変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公 開 買 付 け の 目 的	非公開化
買 付 け 等 の 期 間	2026年5月13日から2026年 <u>8月27日</u> まで(75営業日)
買 付 け 等 の 価 格	普通株式1株につき、金3,570円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ④ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑤ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑥ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで)1個につき、金1円 ⑧ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで)1個につき、金1円 ⑨ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで)1個につき、金1円 ⑩ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで)1個につき、金1円 ⑪ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで)1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買 付 け 予 定 数 の 下 限	34,941,000(株)(注1)
買 付 け 予 定 数 の 上 限	—(株)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年9月10日まで(85営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,571円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ④ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑤ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑥ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで)1個につき、金1円 ⑧ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで)1個につき、金1円 ⑨ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで)1個につき、金1円 ⑩ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで)1個につき、金1円 ⑪ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで)1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付け予定数の上限	—(株)

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカコム(証券コード:2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて当社は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「7月29日付本提案者プレスリリース」といいます。))において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付け価格の引上げの提案(以下「本7月29日付提案」といいます。))を受領した旨

を公表したとのことです。また、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社から 2026 年 7 月 29 日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです（以下「7 月 29 日付協議申入れ」といいます。）。

公開買付者は、これらの本提案者及び当社による公表の状況、並びに当社からの 7 月 29 日付協議申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 31 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、令第 13 条第 2 項第 2 号イに基づき、2026 年 7 月 31 日付で、公開買付期間は 2026 年 8 月 17 日まで延長され、合計 67 営業日となっていたとのことです。

その後、公開買付者は、7 月 29 日付本提案者プレスリリース及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7 月 29 日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,450 円から 3,570 円に変更することを決定し、2026 年 8 月 13 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 8 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 27 日まで延長し、合計 75 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 8 月 13 日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本 7 月 29 日付提案における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする 3,640 円は実現不可能な価格であると理解しており、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は本 7 月 29 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,520 円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本 7 月 29 日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本 8 月 13 日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 2,902 円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DG は、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社 又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式 1 株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 3,570 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全

親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026 年 9 月 3 日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026 年 11 月中旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026 年 11 月下旬（予定））

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2026 年 11 月下旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2026 年 11 月下旬以降（予定））

<後略>

（変更後）

<前略>

その後、本 SPV（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。）である BCPE Blitz Cayman, L.P. は 2026 年 7 月 29 日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「7 月 29 日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表し、それを踏まえて当社は 2026 年 7 月 30 日付「BCPE Blitz Cayman, L.P. による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本 7 月 1 日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案（以下「本 7 月 29 日付提案」といいます。）を受領した旨を公表したとのことです。また、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社から 2026 年 7 月 29 日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです（以下「7 月 29 日付協議申入れ」といいます。）。

公開買付者は、これらの本提案者及び当社による公表の状況、並びに当社からの 7 月 29 日付協議申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 31 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、令第 13 条第 2 項第 2 号イに基づき、2026 年 7 月 31 日付で、公開買付期間は 2026 年 8 月 17 日まで延長され、合計 67 営業日となっていたとのことです。

その後、公開買付者は、7 月 29 日付本提案者プレスリリース及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7 月 29 日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,450 円から 3,570 円に変更することを決定し、2026 年 8 月 13 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 8 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 27 日まで延長し、合計 75 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 8 月 13 日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本 7 月 29 日付提案における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする 3,640 円は実現不可能な価格であると理解しており、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は本 7 月 29 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,520 円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本

7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本8月13日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、8月21日付本提案者プレスリリース（以下に定義します。）公表以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,570円から3,571円に変更することを決定し、2026年8月27日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月10日まで延長し、合計85営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本8月27日付条件変更」といいます。）。

なお、本提案者は、本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、2026年8月21日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」（以下「8月21日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しており、それを踏まえて当社は、同日付で「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」において、本提案者より、2026年8月19日付で、同日時点では、本公開買付けの期間中（2026年8月27日まで）には公開買付価格の引き上げを提案する予定はない旨の連絡を受領した旨を公表しております。8月21日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者がOasis（下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。）との間で締結している応募契約（Oasis）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。）において、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わず、応募契約（Oasis）は終了する旨が規定されていたとのことです。本8月13日付条件変更後、本提案者が応募契約（Oasis）に基づく5営業日以内の価格変更期間（2026年8月20日満了）中に公開買付価格の変更を申し入れなかったことから、応募契約（Oasis）は2026年8月20日の経過をもって終了しているとのことです。本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、協議を行っているとのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式1株当たり2,903円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したもののとのことです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのこ

とです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 3,571 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

＜中略＞

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

＜中略＞

② 本公開買付けの実施後（2026 年 9 月 17 日（予定））

＜中略＞

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026 年 11 月 下旬（予定））

＜中略＞

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026 年 12 月中旬（予定））

＜中略＞

⑤ 本自己株式取得の実施後（2026 年 12 月中旬（予定））

＜中略＞

⑥ 本再出資の実施後（2026 年 12 月中旬以降（予定））

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ii）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（変更前）

＜前略＞

（IV）本 7 月 17 日付条件変更後の本公開買付価格（3,450 円）は、本提案者が Oasis（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。）との間で締結している応募契約（Oasis）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。）において、Oasis の応募義務を免除する価格要件を充足すること

本 7 月 1 日付提案によれば、本 SPV（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。）と Oasis との間で応募契約（Oasis）が締結されており、本応募契約（Oasis）では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を 1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasis より本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して 5 営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の 2 営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の 2 営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasis は応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本 7 月 1 日付提案における本提案者による公開買付価格は 3,384 円であることを踏まえると、本 7 月 17 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は上記要件を満たす金額となるとのことです。

＜中略＞

本コンソーシアムは、本 7 月 29 日付提案及び 7 月 29 日付協議申入れ以降、当社の市場株価が本 8 月 13

日付条件変更前の本公開買付価格である 3,450 円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討したとのことです。本コンソーシアムは、本 8 月 13 日付条件変更前の本公開買付価格は既に当社の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の当社の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、当社の将来の経営方針に対する不透明感を強め、当社の企業価値を毀損するおそれがあり、また、当社の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、当社の企業価値向上施策に取り組むことは急務であるとの考えのもと、本公開買付価格を 3,570 円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026 年 8 月 10 日付で当社及び本特別委員会に対して、本 8 月 13 日付条件変更を提案したとのことです（以下「本 8 月 10 日付条件変更提案」といいます。）。なお、公開買付者は、本 7 月 29 日付提案及び本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格（3,570 円）について、上記（Ⅰ）～（Ⅳ）の観点は引き続き妥当するものと考えているとのことです。すなわち、公開買付者としては、本 7 月 29 日付提案における、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提とする 3,640 円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者は KDDI との間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を 2%以上上回る買付価格（2026 年 8 月 13 日時点では 3,642 円）で、当社株式の全てを対象とし、当社株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となるとのことです。詳細は、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」をご参照ください。）、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は本 7 月 29 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,520 円を上回る最高額であることに加え（上記（Ⅰ）の観点）、本公開買付けは、本 7 月 29 日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えているとのことです（上記（Ⅱ）の観点）。また、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は、本提案者による対抗提案を経て十分に当社株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであるといえるとのことです（上記（Ⅲ）の観点）。さらに、本 8 月 13 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,570 円は、応募契約（Oasis）における Oasis の応募義務を免除する価格要件を充足する金額であり（上記（Ⅳ）の観点）、本コンソーシアムとしては Oasis に対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定とのことです。

なお、2026 年 8 月 13 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はないとのことです。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは 2026 年 8 月 13 日、本公開買付価格を 3,570 円、本自己株式取得価格を 2,902 円に変更することを決定したとのことです。

<後略>

（変更後）

<前略>

（Ⅳ）本 7 月 17 日付条件変更後の本公開買付価格（3,450 円）は、本提案者が Oasis との間で締結している応募契約（Oasis）において、Oasis の応募義務を免除する価格要件を充足すること

本 7 月 1 日付提案によれば、本 SPV と Oasis との間で応募契約（Oasis）が締結されており、本応募契約（Oasis）では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を 1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasis より本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して 5 営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の 2 営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の 2 営業日目の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasis は応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本 7 月 1 日付提案における本提案者による公開買付価格は 3,384 円であることを踏まえると、本 7 月 17 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は上記要件を満たす金額となるとのことです。

＜中略＞

本コンソーシアムは、本7月29日付提案及び7月29日付協議申入れ以降、当社の市場株価が本8月13日付条件変更前の本公開買付価格である3,450円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討したとのことです。本コンソーシアムは、本8月13日付条件変更前の本公開買付価格は既に当社の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の当社の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、当社の将来の経営方針に対する不透明感を強め、当社の企業価値を毀損するおそれがあり、また、当社の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、当社の企業価値向上施策に取り組むことは急務であるとの考えのもと、本公開買付価格を3,570円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026年8月10日付で当社及び本特別委員会に対して、本8月13日付条件変更を提案したとのことです（以下「本8月10日付条件変更提案」といいます。）。なお、公開買付者は、本7月29日付提案及び本8月13日付条件変更後の本公開買付価格（3,570円）について、上記（Ⅰ）～（Ⅳ）の観点は引き続き妥当するものと考えているとのことです。すなわち、公開買付者としては、本7月29日付提案における、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提とする3,640円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者はKDDIとの間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格（2026年8月13日時点では3,642円）で、当社株式の全てを対象とし、当社株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となるとのことです。詳細は、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」をご参照ください。）、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることに加え（上記（Ⅰ）の観点）、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えているとのことです（上記（Ⅱ）の観点）。また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、本提案者による対抗提案を経て十分に当社株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであるといえるとのことです（上記（Ⅲ）の観点）。さらに、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、応募契約（Oasis）におけるOasisの応募義務を免除する価格要件を充足する金額となるとのことです（上記（Ⅳ）の観点）。

なお、2026年8月13日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年8月13日、本公開買付価格を3,570円、本自己株式取得価格を2,902円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、8月21日付本提案者プレスリリース公表以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,571円、本自己株式取得価格を2,903円に変更することを決定したとのことです。

なお、本提案者は、本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で8月21日付本提案者プレスリリースを公表しており、それを踏まえて当社は、同日付で「「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の経過に関するお知らせ」において、本提案者より、2026年8月19日付で、同日時点では、本公開買付けの期間中（2026年8月27日まで）には公開買付価格の引き上げを提案する予定はない旨の連絡を受領した旨を公表しております。8月21日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者がOasisとの間で締結している応募契約（Oasis）において、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗

公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わず、応募契約（Oasis）は終了する旨が規定されていたとのことですが、本8月13日付条件変更後、本提案者が応募契約（Oasis）に基づく5営業日以内の価格変更期間（2026年8月20日満了）中に公開買付価格の変更を申し入れなかったことから、応募契約（Oasis）は2026年8月20日の経過をもって終了しているとのことです。本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、協議を行っているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

<後略>

(iii) 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

(変更前)

その後、公開買付者は2026年8月13日、本7月29日付提案以降、当社の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、当社の将来の経営方針に対する不透明感を強め、当社の企業価値を毀損するおそれがあることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定したとのことです。

本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して68.32%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して69.76%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して83.17%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して64.82%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して28.70%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して47.40%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して74.57%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して65.82%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して22.05%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

(変更後)

その後、公開買付者は2026年8月13日、本7月29日付提案以降、当社の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、当社の将来の経営方針に対する不透明感を強め、当社の企業価値を毀損するおそれがあることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は2026年8月27日、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,570円から3,571円に変更することを決定したとのことです。

本8月27日付条件変更後の本公開買付価格である3,571円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して68.36%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して69.81%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して83.22%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して64.87%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本8月27日付条件変更後の本公開買付価格である3,571円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して28.73%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して47.44%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して74.62%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して65.86%のプレミアムとなる価格となるということです。また、本8月27日付条件変更後の本公開買付価格である3,571円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して22.09%のプレミアムとなる価格となるということです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

<前略>

(vii) Kamgras 1による2026年8月10日付提案を踏まえた検討の経緯

<中略>

なお、2026年8月14日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(変更後)

<前略>

(vii) Kamgras 1による2026年8月10日付提案を踏まえた検討の経緯

<中略>

なお、2026年8月14日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(viii) Kamgras 1による2026年8月27日付提案を踏まえた検討の経緯

その後、公開買付者は、2026年8月27日付で公開買付届出書の訂正届出書（以下「本8月27日付訂正届出書（本コンソーシアム）」といいます。）を提出し、本公開買付価格を3,570円から3,571円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して28.73%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して47.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して74.62%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して65.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して68.36%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して69.81%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して83.22%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して64.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,902円から2,903円に変更しております。なお、本8月27日付訂正届出書（本コンソーシアム）における本自己株式取得価格は、DG及びKDDIが本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるということです。

なお、2026年8月28日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、75 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、85 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(変更前)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 10 月中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 10 月下旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

以上